

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 組織活動 | 労働協約と団体交渉 1

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

▶ キーワード検索はこちら

### 労働協約と団体交渉 1

## 労働協約と団体交渉

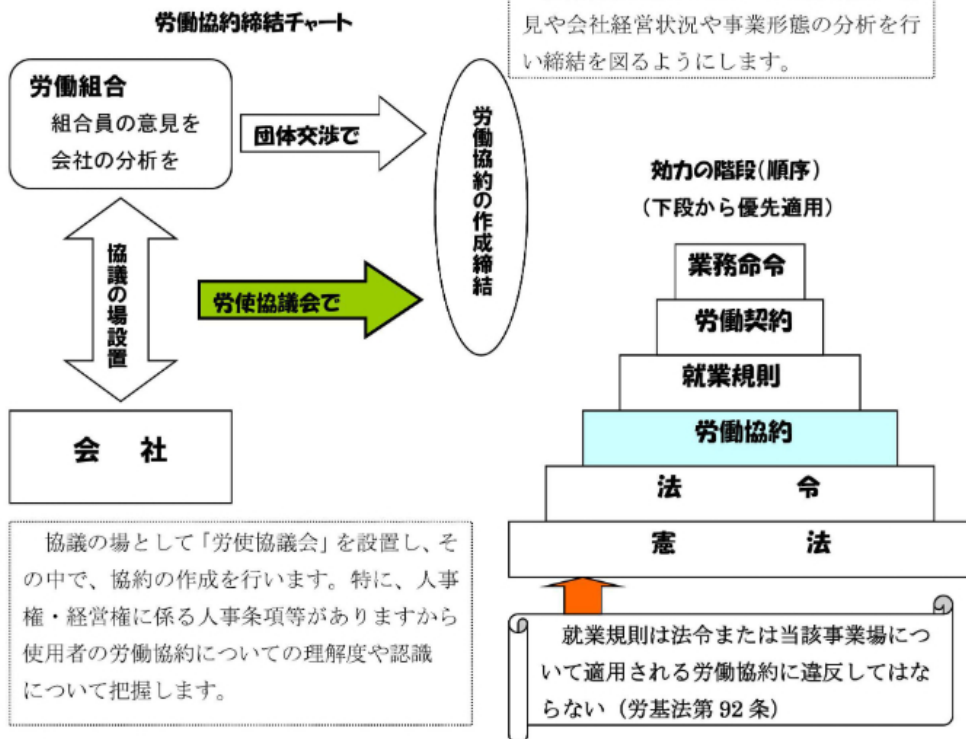
団体交渉は、どちらかという労使の対立するテーマ（労働諸条件向上等）を協議交渉するもので、必ず合意（力づくでも）を必要とします。

そして合意したものを文書化し記名押印すれば名称の如何を問わず労働協約となります。

ただ、基本的な労働条件については締結しているものの、それ以外（人事条項や、債務的条項）については締結していないケースがあり、包括的な労働協約を持たないところも存在します。

労働協約の効力は、業務命令や労働契約、就業規則に優先するものであり、労働組合の存在は労働協約締結にあると言われます。

労働協約締結に当たっては、組合員の意見や会社経営状況や事業形態の分析を行い締結を図るようにします。



協議の場として「労使協議会」を設置し、その中で、協約の作成を行います。特に、人事権・経営権に係る人事条項等がありますから使用者の労働協約についての理解度や認識について把握します。

1. 労使交渉の前に確認・準備すること。
  - ① 最優先条項の整理。
  - ② 交渉日程の設定と確認。
  - ③ 協約成文化までの暫定措置や期間の扱い。などについて確認します。

2. 締結について
  - ① 事前協議制の確立を図る。
  - ② 人事条項の各項目と審議形態の内容・水準など。共通認識を確認します。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.